

ホーム

金融庁について

お知らせ・広報

政策・審議会等

法令・指針等

アクセスFSA
(金融庁広報誌)

金融機関情報

国際関係

[ホーム](#) > [報道発表資料](#)

令和2年11月26日
金融庁

各種窓口のご案内

金融行政モニター

入札公告等

申請・届出・照会

パブリックコメント

情報公開等

利用者の方へ

採用情報

関連リンク

新着情報配信サービス

調達情報配信サービス

金融庁ソーシャルメディア
アカウント

「中小企業等協同組合法施行令の一部を改正する政令（案）」に関するパブリックコメントの結果等の公表について

1. パブリックコメントの結果

金融庁では、「[中小企業等協同組合法施行令の一部を改正する政令（案）、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（案）等及び保険会社向けの総合的な監督指針の一部改正（案）](#)」につきまして、令和2年6月30日（火）から同年7月31日（金）にかけて公表し、広く意見の募集を行いました。

その結果、「中小企業等協同組合法施行令の一部を改正する政令（案）」について、1団体より1件のコメントを頂きました。本件について御検討いただいた皆様におかれましては、御協力いただきありがとうございます。

本件に関してお寄せいただいたコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方は、[別紙1](#)を御覧ください。具体的な改正の内容については、[別紙2](#)を御参照ください。

（注）「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等及び「保険会社向けの総合的な監督指針の一部改正（案）」につきましては、[こちら](#)を御参照ください。

2. 公布・施行日

本件の政令は、令和2年11月20日（金）に閣議決定されており、本日付で公布の上、令和2年11月27日（金）から施行・適用されます。

【コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方】

（別紙1）[📄 コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方](#)

【政令】

（別紙2）[📄 中小企業等協同組合法施行令の一部を改正する政令【新旧対照表】](#)

お問い合わせ先

金融庁 Tel：03-3506-6000（代表）
企画市場局総務課信用制度参事官室（内線：3577, 3568）



PDFファイルをご覧いただくためにはAdobe Reader日本語版が必要です。
お持ちでない方は、上のDownload Adobe Readerボタンをクリックし、手順に従い最新のソフトをダウンロードしてご覧ください（新しいウィンドウで開きます）。